

自動車燃料消費量統計

年報

平成二十八年度分

国土交通省

自動車燃料消費量統計

年報

平成 28 年度 分



国土交通省

凡　　例

1. この年報は、自動車燃料消費量調査(一般統計調査) 平成 28 年度分の調査結果である。
2. 営業用バスの走行キロは、平成 24 年度分以前は、当該車種について悉皆調査を行っている「自動車輸送統計調査（基幹統計調査）」の数値を用いているが、平成 25 年 4 月分から、本調査の結果を用いて公表している。
3. 平成 21 年度以前の燃料消費量及び走行キロは、『自動車輸送統計年報』を参照されたい。自動車燃料消費量統計年報の統計数値と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較については、平成 23 年度自動車燃料消費量統計年報巻末の「『自動車燃料消費量統計年報』と『自動車輸送統計年報』の統計数値の比較について」を参照されたい。
4. 数値は、原則として単位未満で四捨五入してあるので、総数と内計は必ずしも一致していない。
5. この月報で用いている符号は次のとおりである。
「0」—— 単位未満
「-」—— データなし、推計省略
「※」—— 暫定数値
「r」—— 改訂数値
6. この年報についての照会は、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室（電話 03-5253-8346）に連絡されたい。

概要

1. 調査の目的

この調査は、自動車の燃料消費量等の実態を明らかにし、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成することを目的とする。

2. 調査の沿革

自動車の燃料消費量等の調査・集計は、昭和35年から自動車輸送統計調査で実施されてきたが、同統計の調査方法及び集計方法の見直しに伴い、平成22年度から本調査により調査・集計を行い、その結果を公表している。

3. 調査対象

登録自動車（道路運送車両法第4条）及び軽自動車（道路運送車両法第60条）を調査対象とし、その中から国土交通大臣が選定する自動車について調査を実施している（別表1参照）。なお、以下の自動車については、調査から除外している。

- ・大型特殊車（ブルドーザー等）
- ・小型特殊車（フォークリフト、農耕用ハンドトラクター等）
- ・二輪車
- ・電気自動車
- ・専ら緊急の用に供するための自動車（消防車、警察車等）等

4. 調査方法

調査は、国土交通省から国土交通大臣が選定する自動車の使用者に対して郵送により調査票を配布及び回収し行っている。
また、調査は自計報告で行っている。

5. 調査時期

調査は毎月行っており、約9,600の自動車の使用者に対して調査票を配布している。
また、調査期間は、平成28年4月分から、別表1のとおり、国土交通大臣が指定する7日間又は1ヶ月間としている。

6. 集計方法

自動車検査登録情報のデータを補助変量として活用する比推定方式により集計を行っている。

$$X = \sum_{i=1}^n (x_i \frac{D}{d}) \frac{Y}{\sum_{i=1}^n y_i}$$

X:推計値

D:調査月の日数

d:調査期間の日数

Y:母集団の補助変量の総和

x_i :第*i*標本の統計値

y_i :第*i*標本の補助変量

n:標本数

別表1

調査対象車両は、自動車のナンバープレートの業態及び分類番号情報を基に、下表のとおり、区分している。

調査対象車両				調査期間
業態(注1)	分類番号(注2)	輸送形態(注1)	車種	
営業用	1・10～19及び100～199	貨物自動車	普通車	7日
	4・6・40～49・400～499・60～69 及び600～699		小型車	
	8・80～89及び800～899		特種車	
	40～49・400～499及び600～699		軽自動車	
	2・20～29及び200～299	旅客自動車	バス	
	3・30～39・300～399・5・7・50～ 59・500～599・70～79及び700～799		乗用車	
自家用	1・10～19及び100～199	貨物自動車	普通車	積載量2トン以上
	4・6・40～49・400～499・60～69 及び600～699		小型車	積載量2トン未満
	8・80～89及び800～899		特種車(注3)	貨物輸送車
	40～49・400～499及び600～699		非貨物輸送車	7日
	2・20～29及び200～299	旅客自動車	軽自動車	1ヶ月
	3・30～39・300～399・5・7・50～ 59・500～599・70～79及び700～799		バス	7日
	50～59・500～599・700～799・80～ 89及び800～899		乗用車(注4)	1ヶ月
			軽自動車	

- (注) 1. 業態及び輸送形態は、用語の解説にある自動車の種別を参照されたい。
 2. 自動車のナンバープレートの分類番号は、登録自動車は自動車登録規則第13条、軽自動車は道路運送車両法施行規則第36条の17により、下表のとおり、それぞれ分類されている。
 3. 自家用貨物自動車の特種車は、貨物輸送車と非貨物輸送車に区分している。
 　　貨物輸送車は、タンクローリー（液体やガスなどを運搬）、アスファルト運搬車、コンクリートミキサー車、冷蔵冷凍車等、貨物の輸送に供する自動車である。
 　　非貨物輸送車は、清掃車、電源車、照明車、患者輸送車、道路作業車等、貨物の輸送に供さない自動車である。
 4. 自家用旅客自動車の乗用車は、普通車、小型車、ハイブリッド車に区分している。

(注2関係)

登録自動車

自動車種別及び用途		分類番号
普通自動車	貨物自動車	1・10～19及び100～199
	乗合自動車	2・20～29及び200～299
	乗用自動車	3・30～39及び300～399
小型自動車	貨物自動車	4・6・40～49・400～499・ 60～69及び600～699
	乗用自動車及び乗合自動車	5・7・50～59・500～599・ 70～79及び700～799
特種自動車		8・80～89及び800～899
大型特殊自動車(次に該当するものを除く)		9・90～99及び900～999
大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの		0・00～09及び000～099

軽自動車

自動車種別	分類番号
貨物自動車	40～49・400～499及び 600～699
乗用自動車	50～59・500～599及び 700～799
特種自動車	80～89及び800～899

用語の解説

自動車の種別

1. 自動車は輸送するものにより貨物自動車と旅客自動車に分けられる。
 - (1) 貨物自動車とは、貨物の運送の用に供する自動車で、トラック、ライトバン等をいう。
 - (2) 旅客自動車とは、人の運送の用に供する自動車で、乗用車及びバスをいう。
2. 自動車は業態によって営業用と自家用に分けられる。
 - (1) 営業用とは、他人の求めに応じて貨物又は旅客を輸送する自動車で、トラック事業者、バス事業者、ハイヤー・タクシー事業者、軽車両等運送事業者などが保有する自動車をいう。
 - (2) 自家用とは、営業用以外のもの〔例えば自家の取り扱う貨物又は当該自動車の所有者（又は使用者）とその家族若しくは従業員等を輸送する自動車〕をいう。

燃料消費量

自動車の燃料消費量をリットル及び立方メートルで表したもので、使用の用途を問わない。

走行キロ

自動車が走った距離をキロメートルで表したもので、物や人を輸送したかどうかを問わない。

実在延日車

自動車が調査期間中に延日数にして何両あったかを表したもの。

走行 1 km当たり燃料消費量

燃料消費量 ÷ 走行キロ

1 日 1 車当たり走行キロ

走行キロ ÷ 実在延日車

稼働率

(調査期間一休車日数) ÷ 調査期間 × 100

なお、調査期間が 1 ヶ月間の調査対象については、週日数（7 日間）を調査期間とみなして 1 ヶ月の平均使用日数を用い算出している。

地方運輸局の区分

自動車の燃料消費量等の実績は、当該登録自動車及び軽自動車の属する都道府県を管轄する地方運輸局別に区分した。

北海道 北海道

近畿 滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県

東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

関東 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県

北陸信越 新潟県、富山県、石川県、長野県

九州 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

中部 福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

参考

道路運送車両法施行規則第2条に定める種別は、普通自動車、小型自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車及び軽自動車をいい、下表のとおり分類される。

種 別		自動 車						
		普通自動車	小 型 自 動 車		軽 自 動 車		大型特殊自動車	小型特殊自動車
代表的な自動車		バス 大型トラック 大型乗用車 普通特種車	小型トラック 小型乗用車 小型特種車	3輪トラック	大型オートバイ	軽トラック 軽乗用車	オートバイ スクーター	ロードローラー クレーン車 ブルドーザー
構	車輪数	4以上	4以上	3	2	3以上	2	制限なし 制限なし
大きさ (m)	長さ 幅 高さ (m)	4輪以上の小型自動車 より大きいもの	4.7以下 1.7以下 2.0以下	3輪の軽自動車より大きいもの	2輪の軽自動車より大きいもの	3.4以下 1.48以下 2.0以下	2.5以下 1.3以下 2.0以下	4.7以下 1.7以下 2.8以下 農耕作業自動車 は制限なし
造	エンジンの 総排気量(CC)	同 上	660を超 2,000以下	660を超える	250を超える	660以下	125を超 250以下	制限なし 制限なし

注1) バスの区分は次のとおり。

普通車は、普通自動車で乗車定員30人以上のもの。

小型車は、普通自動車で乗車定員11人以上29人以下のもの及び小型自動車で乗車定員11人以上のもの。

注2) 小型特殊自動車については最高速度の制限であり、その区分は次のとおり。

農耕作業自動車は35km/h未満。

その他の特殊自動車は15km/h。

注3) 四輪以上の小型自動車で、ジーゼル機関を用いるものについては、エンジンの総排気量の基準は適用されない。

目 次

平成28年度自動車燃料消費量及び走行キロの概要 ----- 1

(統計表)

総括表（1）燃料消費量の推移	-----	4
総括表（2）走行キロの推移	-----	12
第1表 燃料別・車種別 総括表	-----	20
第2表 燃料別・地方運輸局別・11車種別 燃料消費量	-----	21
第3表 燃料別・地方運輸局別・11車種別 走行キロ	-----	22
第4表 燃料別・地方運輸局別・26車種別 燃料消費量	-----	23
第5表 燃料別・地方運輸局別・26車種別 走行キロ	-----	25
第6表 燃料別・都道府県別・10車種別 燃料消費量	-----	27
第7表 燃料別・都道府県別・10車種別 走行キロ	-----	33
第8表 燃料別・都道府県別・25車種別 燃料消費量	-----	39
第9表 燃料別・都道府県別・25車種別 走行キロ	-----	49
第10表 業態別・目的別 原単位及び稼働率	-----	58

平成28年度自動車燃料消費量及び走行キロの概要

平成28年度における自動車による全国の燃料消費量及び走行キロは〔表－1〕のとおりである。

ガソリンの消費量は、営業用自動車では770千kℓ、自家用自動車では50,530千kℓであった。また、走行キロは、営業用自動車が7,815百万km、自家用自動車が597,642百万kmであった。

軽油の消費量は、営業用自動車では16,896千kℓ、自家用自動車では8,547千kℓであった。また、走行キロは、営業用自動車が63,118百万km、自家用自動車が597,642百万kmであった。

LPG及びCNGの消費量は、それぞれ1,557千kℓ、62,571千m³であった。また、走行キロは、LPG車が8,493百万km、CNG車が260百万kmであった。

表－1 燃料別・業態別自動車燃料消費量及び走行キロ

燃料	業態・車種		燃料消費量 (千kℓ、千m ³)			走行キロ (百万km)		
			28年度	27年度	前年度比(%)	28年度	27年度	前年度比(%)
ガソリン	営業用	貨物自動車	589	599	98.3	6 133	6 173	99.4
		旅客自動車	181	186	97.2	1 682	1 576	106.7
		営業用計	770	786	98.1	7 815	7 749	100.9
	自家用	貨物自動車	8 133	8 409	96.7	93 201	94 267	98.9
		旅客自動車	42 397	42 307	100.2	504 442	492 653	102.4
		自家用計	50 530	50 717	99.6	597 642	586 920	101.8
	ガソリン計		51 300	51 502	99.6	605 458	594 669	101.8
軽油	営業用	貨物自動車	15 514	15 601	99.4	58 620	59 030	99.3
		旅客自動車	1 382	1 409	98.1	4 498	4 598	97.8
		営業用計	16 896	17 010	99.3	63 118	63 627	99.2
	自家用	貨物自動車	6 705	6 831	98.2	39 128	40 434	96.8
		旅客自動車	1 842	1 839	100.2	13 302	12 841	103.6
		自家用計	8 547	8 670	98.6	52 430	53 275	98.4
	軽油計		25 443	25 679	99.1	115 549	116 902	98.8
LPG	営業用乗用車		1 465	1 602	91.5	8 115	8 814	92.1
	その他LPG車		92	101	91.1	379	425	89.2
	LPG計		1 557	1 703	91.4	8 493	9 239	91.9
CNG		CNG計	62 571	73 720	84.9	260	309	84.3

※CNG車の燃料消費量単位は千m³、CNG車以外の燃料消費量単位は千kℓである。

平成28年度における自動車による地方運輸局別の燃料消費量及び走行キロは〔表－2〕のとおりである。

運輸局別にガソリンの消費量を見ると、関東が13,951千kℓ（構成比27.2%）と最も多く、次いで、中部が7,533千kℓ（同14.7%）、九州が6,999千kℓ（同13.6%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が156,097百万km（同25.8%）と最も多く、次いで、中部が88,663百万km（同14.6%）、九州が87,086百万km（同14.4%）の順となっている。

次に、運輸局別に軽油の消費量を見ると、関東が6,993千kℓ（構成比27.5%）と最も多く、次いで、近畿が3,566千kℓ（同14.0%）、中部が3,543千kℓ（同13.9%）の順となっている。一方、走行キロを見ると、関東が31,858百万km（同27.6%）と最も多く、次いで、近畿が16,046百万km（同13.9%）、中部が15,971百万km（同13.8%）の順となっている。

表－2 地方運輸局別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

運輸局	ガソリン				構成比
	燃料消費量(千kℓ)	(%)	走行キロ(百万km)	(%)	
全国計	51,300	(51,502)	100.0	(100.0)	100.0
北海道	2,400	(2,382)	4.7	(4.6)	4.4 (4.3)
東北	4,754	(4,766)	9.3	(9.3)	9.5 (9.5)
関東	13,951	(14,200)	27.2	(27.6)	25.8 (25.9)
北陸信越	3,584	(3,434)	7.0	(6.7)	7.1 (7.1)
中部	7,533	(7,697)	14.7	(14.9)	14.6 (14.6)
近畿	6,720	(6,732)	13.1	(13.1)	12.9 (12.9)
中国	3,522	(3,574)	6.9	(6.9)	7.5 (7.4)
四国	1,838	(1,855)	3.6	(3.6)	3.9 (3.9)
九州	6,999	(6,862)	13.6	(13.3)	14.4 (14.3)

運輸局	軽油				構成比
	燃料消費量(千kℓ)	(%)	走行キロ(百万km)	(%)	
全国計	25,443	(25,679)	100.0	(100.0)	100.0
北海道	1,583	(1,660)	6.2	(6.5)	6.0 (6.1)
東北	2,605	(2,652)	10.2	(10.3)	10.2 (10.2)
関東	6,993	(6,882)	27.5	(26.8)	27.6 (27.3)
北陸信越	1,559	(1,588)	6.1	(6.2)	6.3 (6.3)
中部	3,543	(3,543)	13.9	(13.8)	13.8 (13.7)
近畿	3,566	(3,628)	14.0	(14.1)	13.9 (13.8)
中国	1,669	(1,784)	6.6	(6.9)	6.8 (6.8)
四国	878	(887)	3.5	(3.5)	3.4 (3.4)
九州	3,046	(3,055)	12.0	(11.9)	12.2 (12.3)

運輸局	LPG				構成比
	燃料消費量(千kℓ)	(%)	走行キロ(百万km)	(%)	
全国計	1,557	(1,703)	100.0	(100.0)	100.0
北海道	96	(102)	6.2	(6.0)	6.0 (6.1)
東北	82	(90)	5.2	(5.3)	5.0 (5.2)
関東	583	(625)	37.4	(36.7)	37.6 (36.7)
北陸信越	45	(50)	2.9	(2.9)	2.9 (2.9)
中部	125	(138)	8.0	(8.1)	8.2 (8.3)
近畿	280	(308)	18.0	(18.1)	17.6 (17.8)
中国	84	(91)	5.4	(5.3)	5.5 (5.5)
四国	38	(43)	2.5	(2.5)	2.5 (2.5)
九州	224	(255)	14.4	(15.0)	14.7 (15.0)

運輸局	CNG				構成比
	燃料消費量(千m ³)	(%)	走行キロ(百万km)	(%)	
全国計	62,571	(73,720)	100.0	(100.0)	100.0
北海道	3,575	(4,603)	5.7	(6.2)	5.7 (5.7)
東北	883	(861)	1.4	(1.2)	1.3 (1.2)
関東	28,496	(33,673)	45.5	(45.7)	43.5 (43.9)
北陸信越	1,280	(1,434)	2.0	(1.9)	2.3 (2.3)
中部	6,127	(7,523)	9.8	(10.2)	10.7 (10.8)
近畿	17,413	(20,196)	27.8	(27.4)	28.1 (27.6)
中国	2,696	(2,840)	4.3	(3.9)	4.5 (4.5)
四国	558	(635)	0.9	(0.9)	1.1 (1.0)
九州	1,541	(1,956)	2.5	(2.7)	3.0 (3.0)

※()内は平成27年度の数値である。

平成28年度における自動車による都道府県別の燃料消費量及び走行キロは〔表－3〕のとおりである。

なお、都道府県別・車種別の数値については、第8表及び第9表を参照されたい。

表－3 都道府県別・燃料別自動車燃料消費量及び走行キロ

都道府県	ガソリン		軽油		LPG	
	燃料消費量	走行キロ	燃料消費量	走行キロ	燃料消費量	走行キロ
全国計	51 300	605 458	25 443	115 549	1 557	8 493
北海道	2 400	26 435	1 583	6 919	96	510
青森	658	7 711	409	1 753	16	82
岩手	704	8 608	426	1 899	10	54
宮城	1 135	13 666	697	3 004	29	145
秋田	572	6 912	233	1 155	6	31
山形	581	7 383	255	1 227	6	32
福島	1 105	13 316	585	2 694	14	80
茨城	1 681	21 022	833	4 028	14	74
栃木	1 127	13 729	553	2 495	11	57
群馬	1 045	13 014	501	2 399	6	40
埼玉	2 405	26 889	1 359	6 177	50	257
千葉	2 306	26 128	1 226	5 328	49	256
東京	2 578	25 771	1 242	5 620	349	1 955
神奈川	2 282	24 109	1 105	4 983	99	523
山梨	528	5 435	175	827	5	28
新潟	1 192	14 702	547	2 572	17	96
富山	592	7 002	264	1 176	4	26
石川	638	7 535	274	1 293	11	56
長野	1 162	13 677	474	2 182	12	67
福井	435	5 303	196	805	5	28
岐阜	1 073	13 177	475	2 315	11	61
静岡	1 727	20 523	865	3 955	31	167
愛知	3 347	37 592	1 583	6 897	71	398
三重	950	12 068	423	1 999	8	46
滋賀	622	7 768	279	1 290	7	41
京都	796	9 592	441	1 963	58	318
大阪	2 402	25 847	1 483	6 731	140	761
奈良	547	6 065	227	1 019	8	38
和歌	439	5 778	212	914	10	42
山口	1 914	22 869	923	4 128	57	296
鳥取	307	3 941	135	587	4	23
島根	365	4 849	124	607	7	33
岡山	956	12 385	490	2 322	16	97
広島	1 212	14 847	634	2 950	42	232
山口	682	9 126	286	1 364	15	81
徳島	385	4 937	155	758	5	32
香川	472	6 083	260	1 136	9	51
愛媛	626	7 890	318	1 346	15	80
高知	354	4 686	145	632	9	49
福岡	2 215	26 424	1 155	5 314	85	466
佐賀	396	5 719	233	1 071	6	38
長崎	626	7 926	242	1 054	19	108
熊本	899	11 441	369	1 813	21	116
大分	600	7 697	238	1 091	14	76
宮崎	580	7 824	251	1 230	13	71
鹿児島	830	11 057	366	1 632	22	117
沖縄	854	8 999	193	891	44	255

※燃料消費量の単位は千kℓ、走行キロの単位は百万kmである。